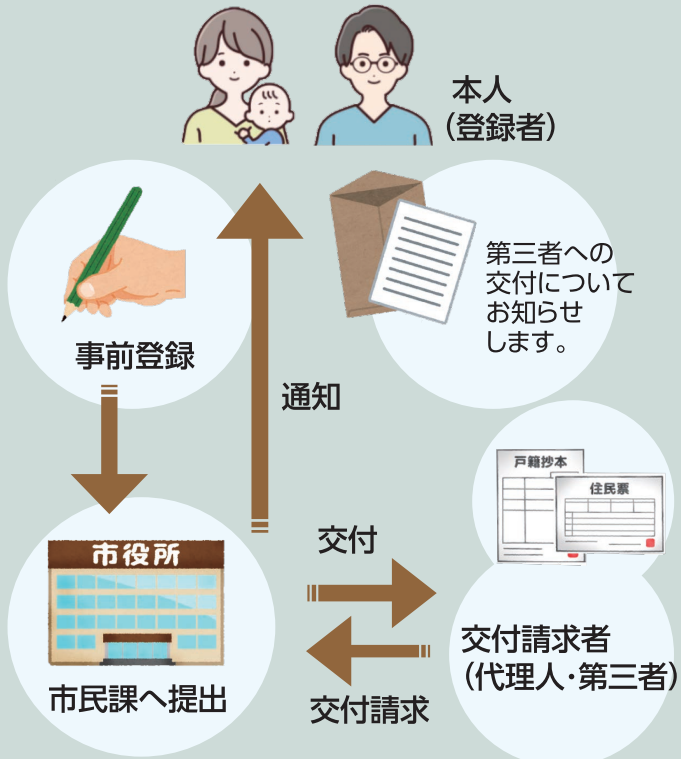


本人通知制度とは

本人通知制度は、市町村が、住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人(事前に市町村への登録が必要)に対して、**交付したことをお知らせする制度**です。

※今までに、一部の行政書士や司法書士等が職務上請求権を悪用し、第三者の住民票の写しや戸籍謄本などを不正に取得し、探偵業者や興信所、調査会社等に売り渡すという事件が発生しています。

第三者があなたの住民票や戸籍謄本をとった際に、そのことを知らせる通知が届きます



『身元調査おことわり』ステッカー

活用方法!

さぬき市では、ステッカーを配布し、玄関や冷蔵庫などの日常生活の身近なところに貼っていただくことにより、身元調査のお断りの際に活用していただくことを目的としています。

身元調査は良くないことと分かっている、『聞かれたら何となく答えてしまう・・・』という声もあります。

そんな時に、「さぬき市では、身元調査おことわりを推進しているから答えられない。」と、ステッカーを提示していただくことができます。

ステッカーはマグネットになっています。剥がしてご活用ください。

のりの部分を消しゴムで擦るとベトベトの跡が消えるよ!!



大切なのは
その人自身です



差別につながる「身元調査」はしない・協力しない・許さない社会を私たちでつくっていきましょう。

さぬき市

身元調査で得られたものは、だれかの涙だけでした。

身元調査とは

結婚や就職などの際に、本人の知らないところで、本籍、出生、家族構成や家族の仕事、国籍、思想、信条などの情報を自ら、または調査会社などに依頼して、戸籍や住所を調べたり、知人や近隣の人に聞き合わせをすることです。

調査・聞き合わせ・問い合わせはしない
調査の依頼はしない
聞き合わせ・問い合わせに応じない

自分に差別意識や偏見がなくても、調査する側の巧みな言葉によって、つい第三者のことを詳しく話してしまい、結果として、身元調査に協力してしまう場合も…。「聞き合わせ」に対しても、人権侵害や差別につながる行為として、きっぱりと断ることが大切だよ！



【本人通知制度に関する問合せ】

市民課 TEL 087(894)9218 (登録・手続き)
総合支所 TEL 0879(26)9901 (登録・手続き)
人権推進課 TEL 087(894)9088

【作成・パンフレットに関する問合せ】

人権推進課 TEL 087(894)9088
FAX 087(894)3000

* ある日のこと *

結婚を前提にお付き合いしている人がいるんだ。一度会ってほしいな。

そうか、そうか。大事なことから、相手がどんな人か調べてもらおうか！



ちょっと待って！ その調査、本当に必要ですか？

親として、子どもの幸せのために身元調査することがいけないのか？



結婚は本人同士の合意のみで成立するよ。交際を経て、お互いに相手のことを知るのが自然な姿だよ。子どもの幸せを願う気持ちが、身元調査を正当化するものではないよ。



相手のことを知りたいだけ。「知る権利」もあるし、調べる自由があるのでは？



「知る権利」とは、公共性や社会性のある情報を明らかにする権利です。彼の人権を侵害することや、差別する自由はないよ。だから、彼と直接会って、どんな人かを見て、知ってほしいな。



人権を侵害したり、差別したりする気持ちはないんだけどな～。



本来、結婚は本人の同意のみで成立し、就職は本人の能力・適正により採否が判断されるべきものだよ。結婚や就職の際に、本人にはどうすることもできない「生まれ」や「障害の有無」などを調べることは、**不当な差別**や**重大な人権侵害**につながることもあるの。また、本人の責任の有無にかかわらず、「学歴」や「思想・信条」などについて本人の知らないところで調べることは、**プライバシーの侵害**にあたるんだ。



もう少しで、彼のことも、娘のことも傷つけるところだった…。ちゃんと彼自身を知ろうとしないとだめだね。



差別は他人事ではなくて、私たち自身もしっかり向き合えないといけないね。



わたしたちができること

さぬき市では、差別につながる身元調査をなくすための教育や啓発に取り組んでいます。平成30年度に実施した「人権・同和問題意識調査報告書」においては、依然として身元調査を肯定する意識がみられます。

そこで、本市は、**身元調査は差別につながる**ことを広く市民に知ってもらうため、『身元調査おことわり』ステッカーを作成しました。

すべての人がお互いに認め支え合い、自分らしく生きられる社会を一緒につくっていきましょう。